

# 復 旧 計 画

## 目 次

第1章	計画の方針	1
第2章	生活確保計画	1
第1節	生活相談	1
第2節	り災証明書発行計画	1
第3節	被災者台帳の作成	2
第4節	災害弔慰金等の支給	3
第5節	被災者生活再建支援金の支給	4
第6節	大規模自然災害に係る精華町地域再建被災者住宅等支援補助金	5
第7節	租税徴収猶予及び減免等	5
第8節	国民健康保険税の減免	6
第9節	介護保険料及び利用者負担額の減免等	6
第10節	障害福祉サービス費用の減免	6
第11節	融資対策	6
第12節	郵便事業	8
第13節	生活の再建	8
第3章	公共土木施設復旧計画	10
第4章	農林業施設復旧計画	10
第5章	災害復旧上必要な金融その他資金計画	10
第6章	住宅復興計画	11
第7章	中小企業復興計画	13
第1節	中小企業への支援	13
第2節	農林産業への支援	15
第8章	風評被害対策	15
第9章	文教復旧計画	15
第10章	文化財等の復旧計画	16
第11章	激甚災害の指定に関する計画	16
第12章	水道復旧計画	17
第13章	災害復興対策計画	17
第1節	復興対策本部の設置	18
第2節	基本方向の決定	18
第3節	復興方針の策定	18
第4節	復興計画の作成	18
第5節	復興に向けた体制整備	18

## 第1章 計画の方針

災害時には、多くの人々が被害を受け、混乱した事態の発生も想定される。

これらに対し、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係機関が協力し、災害で破壊、焼失した道路・鉄道・公園・ライフラインや住宅・建築物を従前の状態に回復する等、民生安定の緊急措置を講じる。(復旧)

さらに、被災した各施設の原形復旧と同時に、再度災害の発生を防止するため、市街地などの形態を新たにし、建築物や道路・公園・ライフラインなどの充実及び改善を図り都市改造を行うなど、将来の災害に備える事業について実施を図り、コミュニティーの復活及び雇用の創出等により、住民全体の社会的経済的もしくは文化的立直りを継続的に実現する。(復興)

これら短期・長期にわたる復旧・復興計画は、次のような観点に立ち策定する。

- 1 「安全」「快適な住まい」「産業」「住民の誇り」をキーワードとして内容の構成を考える。
- 2 住民の生活を確保するとともに、住民の自立的行動をうながし、安全で、災害に強い地区への変換を図る。
- 3 新たな住民の住まいがゆとりと豊かさを感じられるような環境づくりをめざす。
- 4 再び活力と魅力を持った精華町にするために、住民参加の街づくりを図り、住民が誇りを持つ計画をめざす。
- 5 地域の活力を高め、雇用の確保が図れるよう、正しい情報を迅速・的確に提供することにより、災害発生後の風評被害の発生を防ぎ、中小企業、地場産業等の再建を図る。

## 第2章 生活確保計画

(住民部、企画調整課、健康福祉環境部、教育部)

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生できるよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、租税の徴収猶予及び減免、賃金の融資等を行い被災者の生活を確保する。

### 第1節 生活相談

災害により住居や財産を失ったり、勤務先の被災により失業に追い込まれたりして生活基盤を失った被災者は、災害で受けた衝撃や生活再建への不安等、精神的苦難も負っている。

その痛手から速やかに再起できるよう、生活の状況把握、相談、要望、苦情等を聞き取るため、被災地、指定避難所等に相談所を設け、その解決に努めるほか、内容を関係機関に連絡して対応を要請するなど、速やかに生活再建へ向けての支援を行う。

- 1 相談窓口の設置及び実施体制  
被災住民の相談、要望、苦情等を広く聞き取るために、被災地、指定避難所等に相談所を設ける。
- 2 専門家の協力  
以下のような専門的事項の相談に対しては、弁護士会、建築関係機関などの協力を得て対応する。
  - (1) 借地・借家関係などの法律相談
  - (2) 登記手続きなどの土地・建物の登記相談
  - (3) 減免などの税務相談
  - (4) 雇用保険などの社会保険に関する相談
  - (5) 住宅の応急修繕相談

- 3 総合的情報提供

発災後、時間経過とともに、被災者の関心事も多様になることが予想されるため、義援金の給付など各種の支援施策等の総合的情報を提供する。

また、問い合わせに対しても、必要に応じて適切な窓口を紹介するなど対応する。

### 第2節 リ災証明書発行計画

リ災証明書は、災害救助法による各種の施策や住民税等の減免を実施するに当たって必要とされ、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的な救済を目的に町長及び消防署長が確認できる家屋の被害について証明するものである。町は、災害の状況を迅

速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付する。

1 被害調査の実施

町は、関係機関及びボランティア等の協力を得て、災証明書の発行に先立ち必要な被害情報の調査を行い、1次調査は固定資産台帳、外観目視等により行い、必要に応じて行う2次調査は内部立入等により行う。

また、災害救助法に基づき被災者の救助が行われたときは、府に要請し、被災者に関する情報の提供を受けることができる。

なお、被災者台帳で確認できない場合、又は被災者台帳を作成するいとまが無い場合は、申請者の立証資料に基づいて現地調査を行った上、証明書を発行する。

2 り災証明の証明項目

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

住家	○全壊、全焼、流失、○半壊、半焼、○一部破損、○床上浸水、床下浸水
人身	○死亡、○行方不明、○負傷

3 手数料

災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、り災証明書の発行手数料を徴収しない。

4 証明書の様式

り災証明書及びり災証明申請書の様式は、別途示す。

5 再調査申請の受付

町は、被災者がり災証明の判定に不服がある場合、これを受理し速やかに再調査を実施し、再調査結果を申請者に連絡する。再調査申請のあった家屋の調査は、2人1組で内部立入り調査により実施する。

6 実施体制の整備

平常時から住家被害の調査や災証明書の交付担当部局を定めるとともに、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受け入れ態勢の構築等を計画的に進め、被害認定に関する国・府等が開催する研究会に参加する等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備・拡充に努める。

**第3節 被災者台帳の作成**

町は、個々の被災者の被害の状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

1 被災者台帳作成の効果

- (1) 適格な援護実施（援護もれ、二重支給等の防止）
- (2) 迅速な援護実施
- (3) 被災者の負担軽減
- (4) 関係部署の負担軽減（関係情報共有による重複の排除）

2 台帳情報の提供

外部が行う被災者援護を効果的に行うため、必要に応じて申請に基づき台帳情報の外部提供も可能

- 他の地方公共団体：本人同意不要
- 地方公共団体以外の者：本人同意必要

3 被災者台帳に記載又は記録する事項

- (1) 災害対策基本法第90条の3による事項
  - ① 氏名
  - ② 生年月日
  - ③ 性別
  - ④ 住所又は居所
  - ⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況

- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- (2) 災害対策基本法施行規則第8条の5による事項
  - ① 電話番号その他の連絡先
  - ② 世帯の構成
  - ③ 災証明書の交付状況
  - ④ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
  - ⑤ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
  - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

#### 第4節 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）、精華町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年条例第28号。以下「条例等」という）及び精華町災害見舞金給付規則による災害弔慰金等の支給を行う。

##### 1 災害弔慰金の支給

###### (1) 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡した者の遺族

- ア 町内において全壊5戸（半壊1/2戸、床上浸水1/3戸に換算）以上の被害が生じた災害
- イ 府のいずれかの地域に災害救助法が適用された災害
- ウ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合

###### (2) 支給額

- ア 主たる生計維持者の死亡：1人当たり 500万円
- イ その他の者の死亡：1人当たり 250万円

###### (3) 実施主体

町

###### (4) 費用の負担区分

国2/4 府1/4 町1/4

##### 2 災害障害見舞金の支給

###### (1) 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る）により重い障害を受けた人

- ア 両眼が失明した人
- イ 咀嚼及び言語の機能を失った人
- ウ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- オ 両上肢をひじ関節以上で失った人
- カ 両上肢の用を失った人
- キ 両下肢をひざ関節以上で失った人
- ク 両下肢の用を失った人
- ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人

###### (2) 支給額

- ア 生計維持者が重度の障害を受けた場合： 250万円
- イ その他の者が重度の障害を受けた場合： 125万円

###### (3) 実施主体

町

###### (4) 費用の負担区分

国2/4 府1/4 町1/4

##### 3 災害見舞金

町内において火災、風水害等により住家に被害を被った住民に対し、精華町災害見舞金給付規則に基づき交付する。対象及び見舞金額は、表のとおりである。

表 対象及び見舞金額一覧

災害の程度	見舞金額	給付単位
家屋が全焼、全壊、流出した場合	3万円以内	1世帯当たり
家屋が半焼、半壊、土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない等の場合	2万円以内	
家屋が床上浸水等の場合	1万円以内	
上記の災害の程度にいたらない場合で町長が特別の事由があると認めた場合	1万円以内	

### 第5節 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して都道府県が拠出した基金を活用して、自立した生活の開始ができるよう支援する。

#### 1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、次のいずれかに該当する場合である。

なお、この制度が適用になる自然災害が発生した場合には、府からその旨の公示がある。

- (1) 災害救助法が適用される程度の災害（災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害）
- (2) 町内における住家全壊の世帯数が10以上である災害
- (3) 府内における住家全壊の世帯数が100以上である災害
- (4) 府内でア又はイに規定する被害が発生し、町内で全壊世帯数が5以上である災害
- (5) 隣接する市町でア又はイに規定する被害が発生するか隣接する府県でウに規定する被害が発生し、町内で全壊世帯数が5以上である災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合で、町内で全壊世帯数が2以上である災害

#### 2 支給対象世帯

被災者生活再建支援金は、1の対象となる災害により、次のいずれかに該当する被災を受けた世帯に支給される。

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

#### 3 支援金の支給額

被災者生活再建支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

##### (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. アに該当)	解体 (2. イに該当)	長期避難 (2. ウに該当)	大規模半壊 (2. エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

##### (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

#### 4 支援金の申請手続

基礎支援金については、被災世帯の世帯主は、当該自然災害発生日から13月以内に、り災証明書、住民票等を添付し、町に申請する。

加算支援金については、被災世帯の世帯主は、当該自然災害発生日から 37 月以内に、住宅購入・賃貸契約書等を添付し、町に申請する。

5 実施主体

府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援基金に指定された公益財団法人都道府県会館に委託）

6 支援金の費用負担

被災者生活再建支援法人 1/2・国 1/2

**第 6 節 大規模自然災害に係る精華町地域再建被災者住宅等支援補助金**

大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた住民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域のコミュニティーの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、町は、被災住宅の再建等を行う者に対し、その費用の一部について「大規模自然災害に係る精華町地域再建被災者住宅等支援補助金交付要綱」の定めるところにより、予算の範囲内で大規模自然災害に係る精華町地域再建被災者住宅等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

1 対象者

- (1) 町内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者
- (2) 町内で住宅を新築、購入、補修、賃借して引き続き居住しようとする者

2 対象経費

住宅再建経費（新築、購入、補修、賃借、解体費等）、住宅再建関連経費

3 補助限度額

補助対象事業		支援対象者※	被害の程度	基準限度額 (万円)
1	被災住宅に代わる住宅の新築又は購入	被災者生活再建支援金を受けることができる支援対象者	全壊	150
			大規模半壊	100
		その他の支援対象者	全壊	300
			大規模半壊	250
			半壊	150
一部破損又は床上浸水	50			
2	被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修	被災者生活再建支援金を受けることができる支援対象者	全壊	100
			大規模半壊	60
		その他の支援対象者	全壊	200
			大規模半壊	150
			半壊	150
一部破損又は床上浸水	50			
3	被災住宅に代わる住宅の賃借	被災者生活再建支援金を受けることができる支援対象者	全壊	75
			大規模半壊	40
		その他の支援対象者	全壊	150
			大規模半壊	100

※ 支援対象者：被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主

補助対象経費	内容	基準限度額(万円)
住宅再建関連経費	被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等	5

**第 7 節 租税徴収猶予及び減免等**

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という）に対し、地方税法又は町条例により、納税の緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等を事態に応じて、適時適切な措置を講ずる。

1 期間の延長

納税義務者等が災害により、期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付もしくは納入で

きないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長することができる。

- (1) 災害が広い範囲にわたる場合、町長が職権により適用の地域及び期日を指定する。
  - (2) その他の場合、納税者又は特別徴収義務者の申請により、災害が収まった日から納税者については2カ月以内、特別徴収義務者については30日以内の期日を町長が指定する。
- 2 徴収猶予  
納税義務者等が財産に被害を受け、町税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。  
なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。
- 3 滞納処分の執行の停止等  
滞納者が災害により、無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じる。
- 4 減免  
被災した納税義務者等に対して、該当する各税目について減免を行う。
- (1) 個人住民税  
災害により、納税義務者の被害状況の程度に応じて、納期未到来分にかかる税額に対し減免を行う。
  - (2) 固定資産税・都市計画税  
災害により、滅失又は甚大な損害を受けた土地・家屋及び償却資産について、納期未到来分にかかる税額に対し減免を行う。
- 5 児童扶養手当等の特別措置  
被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児童福祉手当について、所得制限の特別措置を講ずる。

#### 第8節 国民健康保険税の減免

精華町国民健康保険条例第24条の3の規定に基づき、町長は災害の場合その被害の実情に応じて保険税の減免措置を行うことができる。

#### 第9節 介護保険料及び利用者負担額の減免等

- 1 保険料の徴収猶予及び減免  
介護保険法第142条、精華町介護保険条例第12条及び第13条により、第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等によって納付すべき保険料の全部又は一部を一時的に納付することが困難であると認められる場合は、申請によって、町長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。
- 2 利用者負担額の減免・免除  
介護保険法第50条、介護保険法施行規則第83条第1号により、要介護・要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等によって資産などに著しい損害を受けた場合は、申請によって、介護保険利用者負担額の減免・免除を行うことができる。

#### 第10節 障害福祉サービス費用の減免

町長は、災害より、障害福祉サービス費用に係る被措置者の負担能力に変動が生じたときは、徴収する費用の額を変更することができる。

#### 第11節 融資対策

町長は災害により被害を受けた生活困窮者等に対し生活資金等を貸し付けるため次の資金等の導入に努める。

- 1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与
  - (1) 貸与対象者  
町のいずれかの区域に災害救助法が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害を受けた世帯の世帯主  
ア 世帯主が1か月以上の負傷を負った世帯  
イ 住居又は家財の価額の1/3以上の損害を受けた世帯
  - (2) 貸付限度額
 

世帯主の負傷	1,500,000 円
世帯主の負傷と家財の損害	2,500,000 円



世帯主の負傷と住居の半壊	2,700,000 円
世帯主の負傷と家財の全壊	3,500,000 円
家財の損害	1,500,000 円
住居の半壊	1,700,000 円
住居の全壊	2,500,000 円
住居の全体の滅失	3,500,000 円

- (3) 貸付条件
- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 償還期間  | 10年（うち据置3年）                      |
| 償還方法  | 年賦又は半年賦                          |
| 利息    | 年3%（据置期間中は無利子）                   |
| 連帯保証人 | 1名以上                             |
| 所得制限  | 世帯の前年の住民税における総所得金額が以下に定める金額未満の世帯 |
- |            |            |
|------------|------------|
| 1人世帯 220万円 | 2人世帯 430万円 |
| 3人世帯 620万円 | 4人世帯 730万円 |
- 5人以上の世帯 1人増すごとに 730万円に 30万円を加算した額  
ただし、住居が滅失した場合には 1,270万円

- (4) 費用の負担区域
- 府は、町が被災者に貸与した額の 10/10 の額を町に無利子で貸与し、国はその 2/3 の額を府に無利子で貸与

2 「生活福祉資金」及び「緊急小口資金」の貸与

生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生省第398号）に基づき府社会福祉協議会が実施しているが、町社会福祉協議会と緊密な連携のもとにこの貸与事業の推進を図る。

(1) 対象

災害により被害を受け生活困窮等により自立更生のために資金を必要とする低所得世帯

(2) 貸付金額

ア 生活福祉資金（福祉資金福祉費・災害援護）

150万円以内

400万円以内（住宅改修のとき）：（被害の程度により両資金を重複して利用できる）

町が被災者に貸与した額の 10/10 の額を町に無利子で貸与し、国はその 2/3 の額を府に無利子で貸与

イ 緊急小口資金

10万円以内

(3) 生活福祉資金の貸付条件

ア 償還期間 7年以内（住宅改修のときは14年以内）

イ 利子

(ア) 連帯保証人を立てた場合無利子

(イ) 連帯保証人を立てない場合 年1.53%

(4) 緊急小口資金の貸付条件

ア 償還期間 12月以内

イ 利子 無利子

3 母子父子寡婦福祉資金貸付金

災害に当たっては償還金の支払猶予等の特別措置

4 年金担保貸付、労災年金担保貸付

国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資する。

(1) 対象

年金受給者

(2) 貸付限度額

次のうち最も低い額

ア 年金額の0.8倍以内

- イ 各支払期の返済額の 15 倍以内(原則 2 年半で返済できる額)
- ウ 200 万円以内 (一部の使途は 80 万円以内)
- (3) 対象経費  
保健・医療や住宅改修資金など
- (4) 保証人等  
年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入又は 1 名以上の連帯保証人が必要
- 5 恩給担保貸付  
恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資する。
  - (1) 対 象  
恩給等受給者
  - (2) 貸付限度額  
ア 恩給 250 万円以内、ただし恩給の年額の 3 年分以内  
イ 共済年金 250 万円以内、ただし共済年金の年額の 1.8 年分以内 (生活費は 100 万円以内)
  - (3) 対象経費  
教育費や居住関係費、事業資金等
  - (4) 保証人等  
恩給等の証書を預けることが必要

#### 第 12 節 郵便事業

災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- 1 災害時における郵便物の送達の確保  
災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画」により必要な措置を講ずる。
- 2 被災地あて救助用郵便物の料金免除  
災害時において、郵便法第 19 条及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）第 4 条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- 3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付  
災害時において、郵便法第 18 条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 4 被災者が差し出す郵便物の料金免除  
災害時において、郵便法施行規則第 4 条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

#### 第 13 節 生活の再建

- 1 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援
  - (1) 対象者  
自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業ローン等の借入を弁済することができない場合、または近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人・個人事業主の債務者
  - (2) 内容  
「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続き等法的な手続きによらず、債務の免除等が受けられる。
  - (3) 効果  
ア 財産の一部をローン返済に充てずに手元に残せる。  
イ 債務整理が個人信用情報として登録されず、その後の借入に影響しない。  
ウ 「登録支援専門家」による手続き支援を無料で受けられる。
- 2 生活保護
  - (1) 対象者  
資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する者

- (2) 目的
  - 生活に困窮する者に対する、生活の保障と自立の助長
- (3) 内容
  - 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び総裁扶助から構成
- 3 生活困窮者自立支援制度
  - (1) 対象者
    - 生活に困窮する者
  - (2) 目的
    - 様々な課題を抱える生活に困窮する者に対し、専門機関と連携し状況に合わせた包括的支援を実施
  - (3) 内容
    - ア 自立相談支援事業
    - イ 住居確保給付金の支給
    - ウ 就労準備支援事業
    - エ 家計改善支援事業
    - オ 一時生活支援事業
    - カ 子どもの学習・生活支援事業
    - キ 認定就労訓練事業
- 4 未払賃金立替払制度
  - (1) 対象者
    - 使用者が
      - ア 労災保険の適用事業に該当する事業を実施
      - イ 1年以上事業活動を実施
      - ウ 倒産
        - 労働者が倒産について裁判所もしくは労働基準監督署へ申し立てを行った日の6ヶ月前の災害から2年の間に退職
  - (2) 内容
    - 企業倒産により発生した未払い賃金の一部を事業主に代わり支払う。
- 5 雇用保険の失業給付
  - (1) 対象者
    - ア 災害救助法が適用された場合、事業所が災害により休業したたことで、一時的に離職した者で、再雇用が予定している者
    - イ 激甚災害法が適用された場合、事業者が災害のため、休業を余儀なくされた者
  - (2) 目的
    - 生活及び雇用の安定並びに就職の促進
  - (3) 内容
    - 休職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付
- 6 ハロートレーニング
  - (1) 対象者
    - 災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつ、その訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講斡旋を受けた者。
  - (2) 目的
    - 再就職のための技能や知識の付与
  - (3) 内容
    - 職業訓練
- 7 職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給
  - (1) 対象者
    - 激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた者

- (2) 目的  
再就職の促進
- (3) 内容  
求職活動支援費、移転費、訓練手当の支給

### 第3章 公共土木施設復旧計画

(企画調整課、事業部)

被災した公共土木施設の原形復旧に速やかに実施し、施設機能の回復を図るとともに、再度災害の発生を防止するため、被災原因の究明と必要な改良等を行う。国土交通省に対しては、国管理の国道及び一級河川の災害復旧及び「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく町の「復興計画」策定に当たっての指導・助言を求める。府に対しては、京都府管理河川、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、府道、下水道施設、公園の復旧・復興及び更なる強化を求める。

- 1 災害復旧工事の早期着手  
被害状況について、町管理施設のみならず町域に所在する国・府管理施設についても、被害の拡大防止、二次被害の防止を図る。また、町自ら迅速に応急工事を実施するとともに、国及び府にも要請する。
- 2 災害復旧の推進  
町の復旧工事を行う。
- 3 再度災害の防止  
公共土木施設の復旧に当たっては、河床の変動といった被害箇所の状況及び被災原因を考慮し、再度災害の防止を図る。
- 4 国等の公共土木施設復旧事業助成
  - (1) 市街地再開発事業
  - (2) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

### 第4章 農林業施設復旧計画

(事業部)

被災した農林業施設の復旧を速やかに実施し、農林業者の経営の回復、安定を図るとともに、被害の状況を十分検討して今後の防災に必要な施設の整備等を行う。この際、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、災害復旧事業に関し、府に補助を要請する。

- 1 農業施設の復旧  
ため池、頭首工、用排水路、ポンプ、農道などについて、府と連携の上、速やかな復旧を図る。
- 2 林地の復旧  
人家の裏山、道路や耕地に被害をおよぼす山林の小規模な災害復旧事業について施行し、生活環境の保全がなされるよう、速やかな実施を府に要請する。

### 第5章 災害復旧上必要な金融その他資金計画

(財政課)

災害復旧事業費の決定は、町長の報告、申請、資料の提出及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業は、次に掲げるとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）による事業
- (2) 水道法による事業
- (3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による事業
- (4) 公営住宅法による事業
- (5) 土地区画整理法による事業

- (6) 感染症予防法による事業
- (7) 清掃法による事業
- (8) 予防接種法による事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による事業
- (10) 都市災害復旧事業は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で国庫補助される。(ただし、下水道、公園など一部の都市施設は負担法に基づく)

## 第6章 住宅復興計画

(住宅金融支援機構、健康福祉環境部、事業部)

町は、災害により住宅に被害を受けた者に対し、建設資金または補修資金融資の相談又はあつ旋等を行う。

### 1 一般民間住宅

災害時において一般民間住宅については独立行政法人住宅金融支援機構法に基づいて次のとおり融資制度があり、町は府と協力して、これによる認定または算定を行う。

この際、災害救助法にも基づく住宅応急修理を実施するほかまた、状況に応じて、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債権者の相談に応じるとともに、復興に資する情報を提供する。

#### (1) 災害復興住宅資金融資

「災害救助法による救助の対象となる災害」等の場合、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金（町が発行するり災証明が必要）に関する融資がある。

町は、借入手続きの指導、融資希望家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、借入の促進を図る。このため町は、被災者が機構公庫に対して負うべき債務を保証するように努める。

##### ア 災害復興住宅資金融資（建設）

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者が、「り災証明」を交付された場合、住宅を建設する際の融資

###### (ア) 対象者

自分もしくは親等が住む住宅を建設する者。「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明」が必要

###### (イ) 融資限度額

建設資金	1680 万円
土地取得資金	970 万円
整地資金	450 万円
特例加算額	520 万円

##### イ 災害復興住宅資金融資（新築住宅購入、中古住宅購入）

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者が「り災証明」を交付された場合、新築・中古住宅を購入する際の融資

###### (ア) 対象者

自分もしくは親等が住む住宅を購入する者。「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明」が必要

###### (イ) 融資限度額

基本融資額	2650 万円
特例加算額	520 万円

##### ウ 災害復興住宅資金融資（補修）

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、「り災証明」を交付された場合、住宅を補修する際の融資

###### (ア) 対象者

自分もしくは親等が住む住宅を補修する者。「り災証明」が必要

###### (イ) 融資限度額

基本融資額	740 万円
-------	--------

整地資金 450 万円

引方移転資金 450 万円

エ 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

自然災害により被害が生じた返済中の被災者に対して、返済方法変更により支援する。

(ア) 対象者

- a 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者
- b 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した者
- c 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者

(イ) 概要

返済金の払込み猶予：被災の程度に応じて、1～3年間

払込猶予期間中の金利引き下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ

返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年

(2) 生活福祉資金制度による貸付

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の貸付

ア 対象者

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外）

イ 概要

貸付限度額 200 万円（目安）

貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 立てない場合：年 1.5%

据置期間 貸付の日から 6 月以内

償還期間 据置期間経過後 7 年以内（目安）

(3) 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の貸付

ア 対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子父子寡婦世帯

イ 概要

貸付限度額 200 万円（目安）

貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 立てない場合：年 1.0%

据置期間 貸付の日から 6 月

償還期間 据置期間経過後 7 年

(4) 「災害救助法」に基づく住宅の応急修理

住宅が半壊（半焼）若しくは、これらに準ずる程度の損傷として一部損壊のうち損害割合が 10%以上 20%未満の住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理

ア 対象者

「災害救助法」適用市町村において、り災証明に「全壊、大規模半壊、半壊及び一部損壊（準半壊）」と記載され、応急仮設住宅に入居していない者

イ 概要

応急修理は町が業者に委託

修理限度額大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯 59 万 5 千円以内

一部損壊のうち損害割合が 10%以上 20%未満の世帯 30 万円以内

2 災害公営住宅の整備

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、災害の状況により必要と認められる場合は、災害公営住宅の整備を行う。その際、公営住宅法及び激甚法の規定により、国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

(1) 対象

公営住宅法第8条の規定により

- ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域で住宅の滅失戸数500戸以上又は一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。
  - イ 火災により住宅が滅失した場合、被災全地域で200戸以上又は1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上であるときの災害の場合に対象となる。
- (2) 整備戸数の限度  
滅失住宅戸数の3割以内
- (3) 補助率  
建設・買取費の2/3（建設又は買取りの場合）  
住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）
- (4) 整備の手順
- ア 住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内）
  - イ 住宅災害現況の現地調査
  - ウ 災害公営住宅整備計画書の提出
  - エ 住宅滅失戸数の査定
- (5) 災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律適用の場合
- ア 対象  
激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。
  - イ 整備戸数の限度  
滅失住宅戸数の5割以内
  - ウ 補助率  
建設・買取費の3/4（建設又は買取りの場合）  
住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）
  - エ 整備の手順  
公営住宅法の場合と同じ。
- 3 集団移転促進事業
- (1) 防災集団移転促進事業  
災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適當でない認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。
- ア 対象  
住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の宅地等の買い取り、移転者の住居の移転費用等
  - イ 条件  
住宅団地について、10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模
- (2) かけ地近接等危険住宅移転事業  
かけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域に建っている住宅の移転を行う者に対して、住宅の撤去費や動産移転費、仮住居費、新築する住宅の建設費、土地の取得費、敷地造成に要する経費の一部を補助する。

## 第7章 中小企業復興計画

（事業部）

災害により被害を受けた商店街や中小企業・地場産業が迅速かつ円滑な復旧、復興を図ることは住民の生活確保の面からも極めて大切である。そのため、事業の復旧や復興に必要な資金の融資など、事業の安定を図るための各種の支援対策を講じる。

### 第1節 中小企業への支援

災害により、被害を受けた中小企業に対し、事業再建に向けて必要な資金の融資を行い、一日も早く、事業の安定化を図る。

災害時において、緊急に必要とする資金の融資等に関し、関係金融機関等に対し、つなぎ資金

の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。また、中小企業の被害状況に応じてその都度判断し、各種の対策を講じる。

#### 1 小規模事業者経営改善資金

商工会の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資する制度

##### (1) 対象

常時雇用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主で、商工会の経営指導を受けているなどの要件を満たしている者

##### (2) 概要

- ア 貸付限度額 2000万円
- イ 貸付金利 1.21%（令和元年11月1日現在）

#### 2 生活衛生改善貸付

京都府生活営業指導センターの実施する経営指導を受けている生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う。

##### (1) 対象

常時雇用する従業員が5人以下（宿泊・娯楽業の場合は20人以下）の生活衛生関係の事業を営む法人・個人事業主で、京都府生活営業指導センターの経営指導を受けているなどの要件を満たしている者

##### (2) 概要

- ア 貸付限度額 2000万円
- イ 貸付金利 1.11%（令和元年11月1日現在）

#### 3 災害復旧貸付

災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫が事業復旧のために運転資金及び設備資金を融資する。

##### (1) 対象

中小企業・小規模事業者等

##### (2) 概要

- ア 貸付限度額 1億5000万円
- イ 償還期間 15年以内（うち2年以内の据置可能）

#### 4 高度化事業（災害復旧貸付）

大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、京都府と中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部を貸し付ける。

##### (1) 対象

共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備等の復旧を行う事業協同組合等

##### (2) 概要

- ア 貸付割合 90%以内
- イ 償還期間 20年以内（うち3年以内の据置可能）
- ウ 貸付利率 無利子

#### 5 セーフティネット保証4号

自然災害等の突発的理由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で行う保証

##### (1) 対象

下記ア、イの両方に該当する事業者（間接的な被害含む）

- ア 指定地域に1年以上継続して事業実施
- イ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けたあと、原則として最近1ヶ月の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

##### (2) 概要

- ア 融資額の全額保証
- イ 無担保8000万円、最大で2億8000万円まで。



## 6 災害関係保証

災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の補償額限度額とは別枠で行う保証

### (1) 対象

災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者

### (2) 概要

ア 融資額の全額保証

イ 無担保で8000万円、最大で2億8000万円まで一般保証及びセーフティネット保証4号とは別枠

## 7 職場適応訓練費の支給

職場適応訓練を実施する事業主に訓練費を、訓練生には訓練手当を支給

### (1) 対象

激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた者等で、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を下記事項に該当した事業主よって行われる際の支給

ア 職場適応訓練を行う設備があること

イ 指導員として適当な従業員がいること

ウ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること

エ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること

オ 職場適応訓練終了後、引き続き職場適応訓練を受けたものを雇用する見込みがあること

### (2) 概要

ア 訓練費 職場適応訓練生1人に当たり24000円/月（重度の障害者25000円/月） 短期の場合、960円/日（重度の障害者1000円/日）

イ 訓練期間 6ヶ月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練は1年）以内 短期の場合2週間（重度の障害者に係る訓練は4週間）以内

### 第2節 農林産業への支援

地域の生活の安定、地域の活性化の面からも、地場産業特に農林業の再建が大きな牽引力となる。災害からの痛手を軽減し、事業の再建・再興を図るため、必要な資金の融資等について、国、府及び株式会社日本政策金融公庫に要請する。

- 1 農林漁業セーフネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。
- 2 農林漁業施設資金：災害により被害を受けた農林漁業施設の復旧のための資金を融資する。
- 3 農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資する。
- 4 林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資する。

## 第8章 風評被害対策

（事業部）

町は、府及び経済団体等の関係機関と連携しては、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、町内産農産物の販売促進により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制作りを平時から推進する。

## 第9章 文教復旧計画

（教育部）

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活

動の早期再開に努める。

#### 1 学校の施設の復旧対策

被災した文教施設・設備については、可能な限りすみやかに現地調査を実施し、災害復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。災害復旧計画の策定に当たっては、耐災害性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

また、府に対して必要に応じ、計画策定に関しての指導援助、技術職員の派遣等技術的支援を要請する。

#### 2 教育活動の再開

(1) 被災地域の学校においては、被災後、行っていた教育に関する応急措置から可能な限り早期に通常の教育活動を再開できるよう努める。

(2) 学校が避難所となった場合においては、府等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況を十分配慮しつつ、平常の教育活動が早期に再開できるよう努める。

(3) 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

ア 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金の交付に関すること。

イ 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費負担金及び交付金の交付に関すること。

ウ 災害を受け、就学困難になった学生・生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」による学資貸与金に関すること。

エ 大学等授業料減免措置に関すること。

オ 国の教育ローンに関すること。

カ 緊急採用奨学金に関すること。

(4) 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

## 第10章 文化財等の復旧計画

(教育部)

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定めて実施する。

## 第11章 激甚災害の指定に関する計画

#### 1 激甚災害に関する調査

町域に大規模な災害が発生した場合、町として迅速かつ適切な応急復旧を図り、被災者に対し支援措置を施すため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）に基づく助成援助を受けることが必要である。

「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受けるため、すみやかに以下の措置を行う。

(1) 町の被害状況

町長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を調査し府知事に報告する。

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出しなければならない。

(2) 調査の協力

府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査について協力する。

(3) 調査の迅速化

関係各部署は、激甚法に定める必要な事項をすみやかに調査し、早期に激甚災害の受けられるよう措置する。

- 2 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - (2) 公共土木施設災害関連事業
  - (3) 公立学校施設災害復旧事業
  - (4) 公営住宅災害復旧事業
  - (5) 生活保護施設災害復旧事業
  - (6) 児童福祉施設災害復旧事業
  - (7) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業
  - (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
  - (9) 障害者自立支援施設等災害復旧事業
  - (10) 感染症指定医療機関災害復旧事業
  - (11) 伝染症予防事業
  - (12) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
  - (13) 湛水排除事業
  - (14) 婦人保護施設災害復旧事業
- 3 農林水産業に関する特別の助成
  - (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 4 中小企業に関する特別の助成
  - (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - (2) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
  - (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - (4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- 5 その他の特別の財政援助及び助成
  - (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - (3) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
  - (4) 母子福祉法による国の貸付けの特例
  - (5) 水防資材費の補助の特例
  - (6) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
  - (8) 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等
  - (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第12章 水道復旧計画

（上下水道部）

- 1 水道事業者等は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。
- 2 被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」による。

## 第13章 災害復興対策計画

大規模な災害からの被災地の復興については、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組み、国府が支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、

被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図る。

### 第1節 復興対策本部の設置

復旧・復興対策を実施するに当たり特別の必要がある場合、復興対策本部を設置し、復興方針の決定及び復興計画の策定等のための復興協議会を設置する。

### 第2節 基本方向の決定

- 1 地域の復興に当たっては、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復興の基本方向を定める。
- 2 復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努める。

### 第3節 復興方針の策定

#### 1 復興方針の策定

著しく異常かつ激甚な非常災害であって国により緊急災害対策本部が設置された場合、町は、町域の被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、復興方針を定め、遅滞なく公表するとともに、府に報告する。

また、復興方針の策定後も、復興計画を始めとする取組等を踏まえて、適時変更等を検討する。

#### 2 復興方針の内容

基本方針には、次に掲げる事項を定める。

- ア 大規模災害からの復興の目標に関する事項
- イ 大規模災害からの復興のために町が実施すべき施策に関する方針
- ウ 町における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- エ その他大規模災害からの復興に関し必要な事項

### 第4節 復興計画の作成

町が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める場合には、必要に応じて府と、共同して定める。

なお、地域の実情を勘案して町が必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために府が必要な都市計画の決定等を行う。

復興計画の作成について、次の事項を定める。

- ア 国の復興基本方針及び府の復興方針に即すること
- イ 府と共同して作成することができること
- ウ 公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じること
- エ 復興協議会を組織できること

### 第5節 復興に向けた体制整備

町は、復興方針の的確な策定及び遂行のための体制整備を行う。

その際、都市計画の決定又は変更の代行、災害復旧事業等に係る工事の代行及び職員の派遣等、必要に応じて府に支援を要請する。